

豊浜小学校いじめ防止基本方針

いじめの定義

「いじめ」とは児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。 【いじめ防止対策推進法第2条】



観音寺市立豊浜小学校

豊浜小学校いじめ防止基本方針

観音寺市立豊浜小学校

I はじめに

いじめは絶対許されない行為であり、人権を侵害する重大な問題であるとともに、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危機を生じさせるおそれがある。という基本的な考えをもち、いじめは「どこでも、誰にでも起こりうる」という認識のもと、教職員が日頃からその兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に対応していく。

II いじめ防止等に向けた基本方針

1 いじめの未然防止

未然防止の基本は、児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるように、授業づくりや学級・学年集団づくりに努める。

2 いじめの早期発見

日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの早期発見に努める。

3 いじめの早期対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員が抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらについては、全教職員の共通理解と保護者の協力を得て行う。

4 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、速やかに観音寺市教育委員会に報告をし、関係機関と連携しながらその事態に対処するとともに、再発防止に努める。

5 教職員の指導力の向上

支持的風土のある学級経営力を身につけるとともに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないように、指導のあり方についての校内研修を行う。

III いじめ防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、「豊浜小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

構成員は、校長、教頭、教務主任、副教務主任、生徒指導主事、学年主任とし、必要に応じて、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラーも参加する。

開催は、原則毎月の運営委員会の後とし、いじめ事案発生時は、緊急開催とする。

また、児童の心的状況や人間関係の変化等を把握し、いじめの芽を見逃さないことを目的とした下部組織として、徳育指導部を充てる。

IV 本校におけるいじめ防止等の取組

1 いじめの未然防止 ～いじめを生まない学校風土～

(1) 子どもの居場所のある学級づくり

全ての学級が、一人一人の子どもの心の居場所があり、支持的風土のある、正義が通る学級づくりを推進する。

(2) 分かる・できる授業づくり

分かる授業づくり、基礎基本の定着、あたたかい学び合いのある授業づくりを推進する。

(3) 人権同和教育及び道徳教育

人権同和教育や道徳教育、命を育む体験活動を通して、生命尊重、思いやりの心、人権尊重を深く学ぶようにする。

- (4) 友達の良さを見つける活動
「友達のいいところ見つけ」を朝の会・帰りの会及び掲示等での紹介を通して、友達の良さを日常的に見つける態度の育成を図る。
- (5) 11月「いじめを考える月」
毎年11月は、いじめ0を認識する月とし、児童がいじめを自分たちの問題として捉え、主体的にいじめ防止等に取り組むよう指導し、傍観者を生まない学級・学年・学校集団づくりに努める。
- (6) 保護者や地域との連携
いじめ防止等に関する学校の取組について保護者への啓発に努めるとともに、保護者や地域の人と連携しながら、いじめ防止の取組を推進する。

2 いじめの早期発見 ～小さな変化を見逃さない体制をつくる～

- (1) 日常的な観察・情報の共有化
全ての教職員が、児童の示す小さなサインも見逃さないように努めるとともに、教職員間での密なる情報交換により、情報の共有化を図る。
- (2) アンケート及び教育相談の実施
いじめの実態を把握するために定期的なアンケート調査を毎月実施する。その結果、気になる児童については、学級担任が教育相談を行う。また、個々の実態を幅広くとらえるため、「いごこち度アンケート（年2回）」を実施する。
- (3) 教育相談体制の整備
児童の悩みを受け止めるため、学級担任・養護教諭が教育相談を行うとともに、スクールカウンセラー等の専門家による教育相談を実施するようにする。
- (4) 児童と教職員、保護者と教職員の信頼関係の構築
児童・保護者が教職員に相談しやすい環境づくりに配慮し、安心して相談できる信頼関係を構築する。

3 いじめへの対応 ～迅速かつ組織的な対応を行う～

- (1) いじめを認知したとき
- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
 - ・ いじめと疑われる行為を発見した者は、直ちに校長（教頭）に報告し、校内いじめ防止対策委員会を開催し、積極的に認知する。
 - ・ いじめを認知した場合は、速やかに関係児童から事情を聞き取る等、事実関係を確認する。
 - ・ 事実確認の結果は、被害・加害児童の保護者に連絡する。
 - ・ 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある時には、直ちに警察等に通報し、援助を求める。
- (2) いじめられた児童及びその保護者への支援
- ・ いじめられた児童から、事実関係の聞き取りを行う。
 - ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応する。
 - ・ 家庭訪問や電話連絡等により、迅速に保護者へ事実関係と今後の対応を伝える。
 - ・ いじめられた児童にとって信頼できる人物（親しい友人や教職員、家族等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
 - ・ 状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得る。
 - ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して観察を行い、折に触れて必要な支援を行う。
- (3) いじめた児童への指導及びその保護者への助言
- ・ いじめたとされる児童から、事実関係の聞き取りを行う。
 - ・ 児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意して対応する。
 - ・ いじめがあったことが確認された場合、いじめをやめさせ、その再発防止に関する指導を行う。
 - ・ いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任の重さを自覚させるようにする。
 - ・ 家庭訪問や来校等により、迅速に保護者に事実関係と今後の対応を伝え、保護者の協力を求める。
 - ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認める場合は、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察・児童相談所等と連携して対処する。

(4) 学級全体への指導

- ・ 学級指導などを通して、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として考えるよう指導する。
- ・ 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できる学級集団づくりに努める。

< 配 慮 事 項 >

- ① 情報の正確な確認
 - ・ 5W1Hを時系列で記録しながら、複数の教員で同時に対応する。
- ② 校長への報告
 - ・ 緊急事態の意識を常に持ち、情報提供者を守る配慮をする。
- ③ 対応体制の確立
 - ・ 校長の指示のもと、事案に対して柔軟な対応体制をとる。
- ④ 事実確認の把握
 - ・ 被害者、加害者、関係者（傍観者）から、個別に同時進行で事情を聞く。
- ⑤ 対応方針の決定
 - ・ 被害者の安全や保護を最優先にする。
 - ・ 具体的に、いつ、誰が、どのように対応するかを確認する。全教職員に周知し、迅速に対応する。
- ⑥ 確かな初動体制
 - ・ 事実確認がはっきりしている場合、即日対応を基本とし、保護者に学校の対応を説明する。（家庭訪問、もしくは来校を依頼する）

V 重大事態への対応

1 報告

重大事態、「いじめにより、児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」、「いじめにより、児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」等を認知した場合は、速やかに観音寺市教育委員会への報告を行う。

2 調査

- (1) 学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、観音寺市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- (2) 市及び県・国が調査主体となる場合は、事実関係を確認するための調査に協力する。
- (3) いじめ被害者及びその保護者に対して、いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか、等の必要な情報を報告する。その際、プライバシー保護に十分配慮する。

VI 教職員の指導力の向上

- ・ いじめへの対応に係る具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、普段から教職員の共通理解を図る。
- ・ 「いじめと向き合う」（国立教育政策研究所）等の研修資料を活用して、いじめへの対応に係る教職員の指導力の向上を図る。

VII その他

- ・ 学校評価を行うに際して、いじめの問題を取り扱う場合には、いじめの有無やその多さを評価するのでなく、いじめ防止等のための適切な取組について評価するよう留意する。